

# 第5回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 開会

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年11月30日 第5回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時38分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	坂下利行
農地係長	小川裕之
主事	河上彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農地転用許可後における事業計画変更承認について
- 日程第 7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第 8 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

#### 4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

##### ●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

##### ●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

##### ●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号9番山村委員、10番高木委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

##### ●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

##### ●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 では日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和2年11月30日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、東京都中央区に住所を有する方の外、共有名義の方。申請人は、東京都中央区に住所を有する方。願出目的は、地目変更です。調査結

果といたしましては、11月17日に伊藤委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は宅地でありました。議案書3ページから4ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の伊藤委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○伊藤委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、11月17日に現地を確認いたしました。全て市街地内にあり、議案書3ページ位置図の東側の4筆は工場敷地として利用されておりました。次、西側の5筆は整地され宅地として利用されている状況であり、現況地目はいずれも宅地でありました。次に、議案書4ページ位置図の北側の2筆については既に住宅が建っております、南側の1筆は整地され宅地として利用されている状況であり、現況地目はいずれも宅地でありました。以上、報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

#### ●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年11月30日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件でございます。

番号20番。譲渡人は、下浦幌に住所を有する方。譲受人は、下浦幌に住所を有する法人です。土地の表示は、記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は6筆合わせまして92,105平方メートルです。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、相続で譲り受けた土地を売り渡す。譲受人は、経営規模の拡大のためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書7ページから8ページに3条番号20の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号20番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模の拡大のため農地を売買する内容であり、11月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農地転用許可後における事業計画変更承認について

○小川議長 日程第6、議案第3号「農地転用許可後における事業計画変更承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書10ページをご覧ください。議案第3号。農地転用許可後における事業計画変更承認について。このことについて、下記の者より事業計画の変更承認申請があったので審議されたい。令和2年11月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

本件につきましては、令和元年7月26日開会の農業委員会総会でご審議いただき、令和元年8月27日付浦農委第2号指令で農地法第4条の規定により許可した案件について、事業計画の変更申請がありましたので、承認してよろしいか審議いただくものであります。

番号1番、申請人は、統太に住所を有する法人です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画の変更内容としましては、移動通路の構造変更と事業の完了日を令和2年7月31日の予定から令和3年5月31日の予定に変更するものであり、変更後の移動通路については、北側及び東側に一部非農地の利用があります。変更理由としましては、降雨による移動通路内の糞尿の流出防止及び冬期間の凍結による牛の転倒防止のため、移動通路を屋根のある構造に変更する必要が生じ、構造等への見直しに時間を要し事業の進捗に遅れが生じたことから事業計画の変更を申請するに至ったものであります。

別添資料1ページの「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」をご覧ください。農地法にかかる事務処理要領の第4の6の(3)のイの(イ)「許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、(中略)事業計画の変更の手続きを執らせるよう指導することが適当と考えられる。」とされております。転用目的の達成が可能な場合の事業計画の変更承認要件としては、d 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であること、e 周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前と同程度又はそれ以下であること、f 農地転用許可基準により許可相当であることの3要件があり、これら全てに該当するときは、これを承認することができます。本件につきましては、これら要件を全て満たしていると判断し、承認することが適当と考えております。なお、当初事業計画において転用許可している案件でありますので、北海道農業会議への意見聴取は必要ありません。議案書11ページから13ページに変更後の事業計画の資料として、位置図、施設配置図、立平面図を添付しております。また、別添資料2ページに変更前の立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。以上

でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 日程第7、議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買5件の所有権移転案件と賃貸借4件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。それでは初めに所有権移転案件番号2番から番号6番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書14ページをご覧ください。議案第4号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。令和2年11月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書15ページよりご説明申し上げます。売買案件5件、賃貸借案件4件の内容であります。番号2番。所有権の移転を受ける者は、宝生に住所を有する方。所有権の移転をする者は、埼玉県川口市に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして45,319平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和2年12月1日。対価の支払期限は、令和3年3月31日。土地の引渡時期は、令和2年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号3番。所有権の移転を受ける者は、相川に住所を有する方。所有権の移転をする者は、音更町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、64,674平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和2年12月1日。対価の支払期限は、令和3年3月31日。土地の引渡時期は、令和2年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号4番。所有権の移転を受ける者は、相川に住所を有する方。所有権の移転をする者は、音更町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、42,622平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和2年12月1日。対価の支払期限は、令和3年3月31日。土地の引渡時期は、令

和2年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号5番。所有権の移転を受ける者は、万年に住所を有する方、所有権の移転をする者は、音更町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、6筆合わせまして215,889平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和2年12月1日。対価の支払期限は、令和3年3月31日。土地の引渡時期は、令和2年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号6番。所有権の移転を受ける者は、トイトツキに住所を有する方。所有権の移転をする者は、大樹町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、14筆合わせまして113,255平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和2年12月1日。対価の支払期限は、令和3年3月31日。土地の引渡時期は、令和2年12月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

議案書18ページから22ページに、番号2番から6番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号番号2番から6番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号番号2番から6番は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、利用権設定案件番号7番から10番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書16ページをご覧ください。番号7番。利用権の設定等を受ける者は、千才町に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、岩見沢市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、5筆合わせまして27,723平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

番号8番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、札幌市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして52,547平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

議案書17ページをご覧ください。番号9番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、トイトツキに住所を有する方です。利用権設定等に係る

土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして125,796平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

番号10番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、ウツナイに住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして86,728平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案書23ページから28ページに、番号7番から10番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号番号7番から10番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号番号7番から10番は原案のとおり決定をいたしました。

#### ●日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

○小川議長 日程第8、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書30ページをご覧ください。議案第5号。農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、浦幌町長から決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議されたい。令和2年11月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書31ページより、ご説明申し上げます。賃貸借案件1件の内容であります。番号11番。利用権の設定等を受ける者は、トイトツキに住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、生剛に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして122,363平方メートル。実耕作面積は、121,133平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は、毎年11月30日まで口座振込です。

議案書32ページに番号11番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは以上をもちまして、第5回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時38分閉会